

活動のながれ

① 登録申し込み・内容確認(面談)

保育サポーター申込書を送付して下さい。後日相談員が本人確認し、支援内容についてお聞きします。

② 支援の打診と了解

相談員が保育サポーター候補を選考いたします。保育サポーター候補に支援依頼内容を説明した上で、引き受けの可否について確認をいたします。

③ 保育サポーターの紹介

相談員が保育サポーター候補の了解を得てから医師（依頼会員）に紹介します。

④ 調整

相談員が面談の日時、場所の調整を行います。

⑤ 当事者打ち合わせ(面談)

依頼会員と保育サポーターで直接面談を行い支援の内容、報酬などを話し合います。面談には希望があれば相談員も同席します。

⑥ 支援申し込み

⑦ 支援開始

双方が合意すれば、支援活動の契約を交わします。支援開始日が決まったら、保育サポーターは「保育サポーター傷害保険」と「賠償責任保険」に加入しますが、その手続き等は広島県医師会が行います。保育サポーターの写真入り会員証も支援開始日までに交付します。

⑧ 支援終了・支払い

支援終了後、依頼会員は利用料金や実費を保育サポーターに支払います。